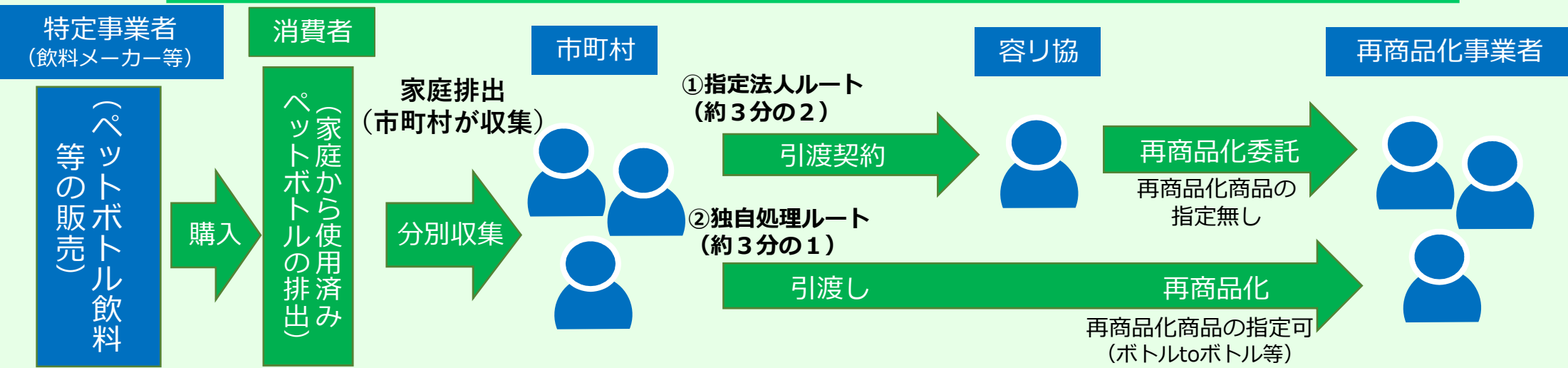


ペットボトルのリサイクル率は約86%にもなる中で、グリーン社会の実現に向けた取組の一環として、**ボトルtoボトル**と呼ばれる取組が広がるなど、**流通経路の変化や多様化が進んでいる**こと等を踏まえ、実態調査を実施。

## 使用済みペットボトルの取引概要

**容器包装リサイクル法** ・ 容器包装の利用又は製造等をする事業者（特定事業者）に対する再商品化義務等を規定

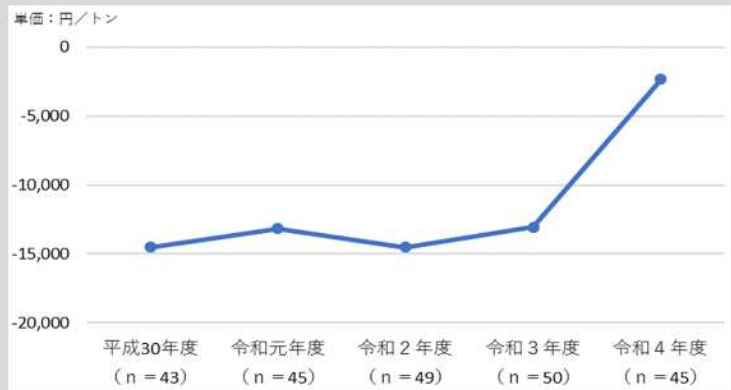


**経済分析** 指定法人ルートにおける市町村からの引渡価格：**品質が良い**等の場合には引渡価格が高くなる傾向を示す。  
 独自処理ルートにおける市町村からの引渡価格：契約方式が**一般競争入札等**の場合には引渡価格が高くなる傾向を示す。

**事業系排出 (事業者が収集)**

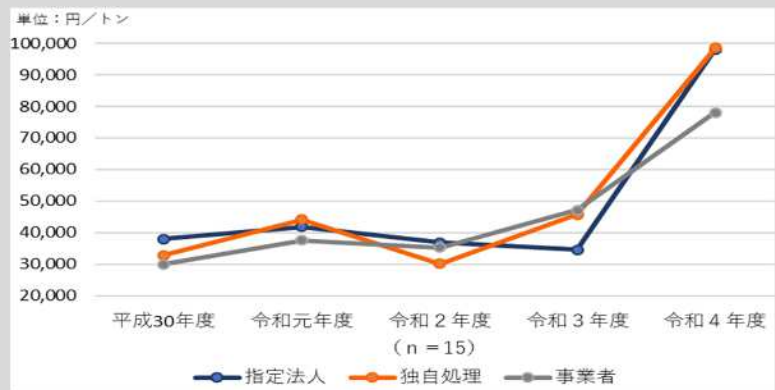
- 産業廃棄物として適切に処理する必要（廃掃法）。
- 有価物として引き取ってもらうことは難しいという意見もある一方、需要の高まりを受け、取引単価が上昇してきているという意見も。

・ 産業廃棄物処理業者等への引渡価格は逆有償



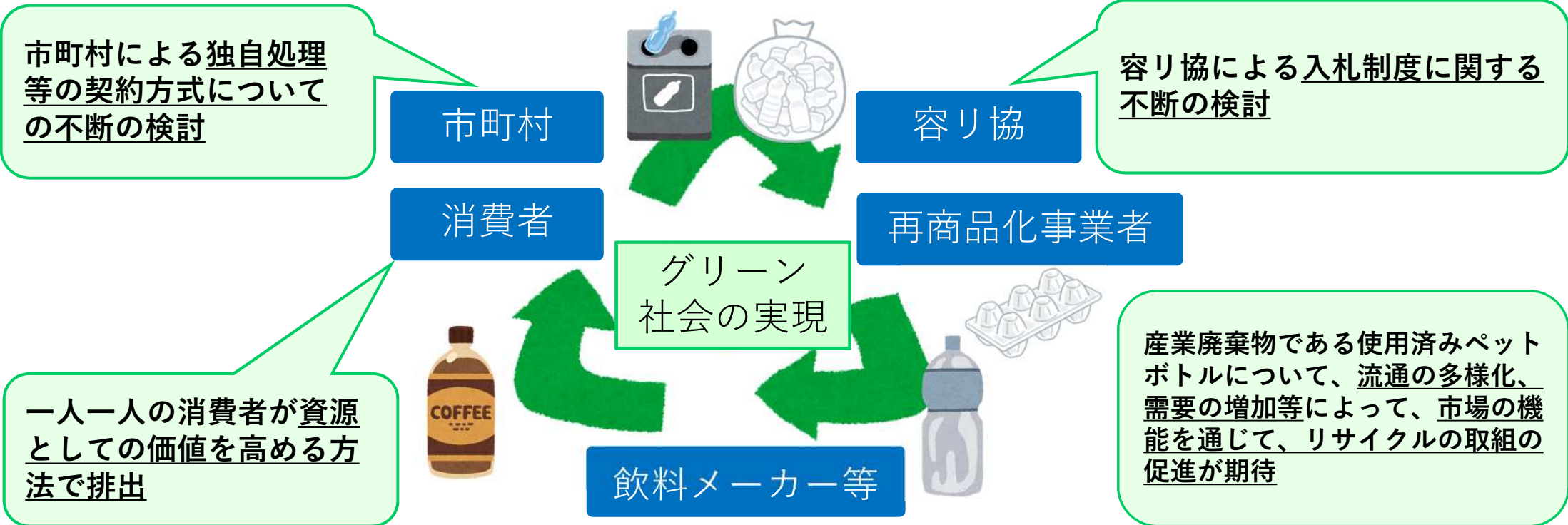
出所：ペットボトル利用・製造等事業者からの回答を基に当委員会作成

・ 再商品化事業者の購入単価は、指定法人ルートや独自処理ルートとの間で大差なし



出所：再商品化事業者からの回答を基に当委員会作成

競争政策上の考え方



独占禁止法上留意すべき事項・問題となるおそれがある行為への対処

- 一部の市町村において、指定法人ルートを用いなくなることが容リ法上問題視されるかのような誤解のおそれ。
- 独自処理を行うことを躊躇させたり制限させる効果を生じさせる場合には、独占禁止法上又は競争政策上の問題を生じさせる可能性。
- 容リ協に対し、考え方を申し伝えた。

- 全清飲は、指定法人分については、飲料メーカーから市町村に対し、独自処理を行うように働きかけないことを合意。
- その後の独自処理等を巡る状況次第では、独占禁止法上問題となるおそれがあるところ、全清飲は、令和5年9月に当該合意を破棄済み。

公正取引委員会  
の今後の対応

- ・ **独占禁止法及び競争政策**は、事業者間の競争を促進することで資源の効率的な利用を促し、新たな技術等のイノベーションを引き起こす観点から、グリーン社会の実現に間接的に貢献するものであり、今後とも、グリーン社会の実現を後押しすることを目的とする取組を実施。
- ・ 本分野の動向について注視するとともに、独占禁止法に違反する行為がある場合には厳正に対処。